

ENERGY STAR®プログラム要件

コンピュータの製品仕様

適合基準バージョン 7.0 第 2 草案

以下は、コンピュータの ENERGY STAR 製品仕様バージョン 7.0 第 2 草案である。ENERGY STAR を取得するためには、製品は、ここに規定する基準をすべて満たしていること。

1 定義

A) 製品機種：

- 1) コンピュータ：論理演算やデータ処理を実行する機器。本仕様目的に対し、コンピュータには、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ、小型サーバ、シンククライアント及びワークステーションなど、据置き型及び携帯型の両方の機器がある。コンピュータには、入力装置及びディスプレイを使用する能力があるが、このような装置は出荷時においてコンピュータに付属している必要はない。コンピュータは、少なくとも以下の要素で構成される。
 - a) 演算を行う中央処理装置 (CPU)。CPU が無い場合には、当該機器 (コンピュータ) は、計算 CPU の役割をするサーバに対するクライアントゲートウェイとして機能しなければならない。
 - b) キーボード、マウス、又はタッチパッドのようなユーザー用の入力装置。及び、
 - c) 情報を出力するための一体型ディスプレイ画面、及び/又は外部ディスプレイ画面に対応する能力を有する装置。
- 2) デスクトップコンピュータ：主要機器本体が、多くの場合机上あるいは床上の常設場所に設置するように設計されているコンピュータ。デスクトップコンピュータは携帯用には設計されておらず、外部ディスプレイ、キーボード及びマウスを用いて使用するように設計されている。デスクトップコンピュータは、店頭販売用を含み家庭やオフィスにおける広範囲な用途がある。
 - a) 一体型デスクトップコンピュータ：演算を行うハードウェアとディスプレイが 1 つの筐体に組込まれているデスクトップコンピュータであり、1 つのケーブルを介して交流幹線電力に接続される。一体型デスクトップコンピュータは、次の 2 つの形態のどちらかである。(1) ディスプレイとコンピュータが物理的に単一機器に統合されているシステム。又は (2) ディスプレイは分離しているが直流電力コードで主要筐体 (コンピュータ) に接続されており、コンピュータとディスプレイが共に 1 つの電源装置から給電される、単一システムとして統合されているシステム。一体型デスクトップコンピュータは、デスクトップコンピュータの一種として、一般的にデスクトップコンピュータと同様の機能を果たすように設計されている。
- 3) ノートブックコンピュータ：明確に携帯用に設計されており、交流幹線電力源への直接接続あり及びなしの両方法により長時間動作するように設計されているコンピュータ。ノートブックコンピュータは一体型ディスプレイ、着脱不能な機械式の (物理的な可動キーを用いた) キーボード及びポインティングデバイスを備えている。
 - a) モバイルシンククライアント：明確に携帯用として設計された、シンククライアントの定義を満たすコンピュータであり、またノートブックコンピュータの定義をも満たす。これらの製品は、本仕様目的に対しノートブックコンピュータと見なす。

- b) ツーインワンノートブック: 折りたたみ形状を有する伝統的なノートブックコンピュータに似ているが、切離せば、独立したスレート/タブレットとして作動することが出来る切離し可能なディスプレイを有するコンピュータ。製品のキーボード及びディスプレイ部分は、出荷時は一体型ユニットでなければならない。ツーインワンコンピュータは本仕様書ではノートブックに分類しているため、当該用語は使用しない。
- 4) スレート/タブレット: 以下の条件をすべて満たし、携帯可能に設計されたコンピュータ
- a) 対角線長が 6.5 インチを超え、17.4 インチ未満である一体型ディスプレイを有すること；
 - b) 出荷時の構成では、一体型で物理的に取り付けられたキーボードがないこと；
 - c) タッチスクリーン入力を有し、且つ主としてそれに依存すること（キーボードをオプションとして有する）；
 - d) 無線ネットワーク接続を含み、且つ主としてそれに依存すること（例えば、Wi-Fi, 3G, 等）；及び
 - e) 内部バッテリーを有し、且つ主としてそれにより給電されること（装置自身への主給電用ではなく、バッテリー充電のために主電源への接続が可能）。
- 5) 携帯用オールインワンコンピュータ（ポータブルコンピュータ）: 以下の条件をすべて満たし、~~限定された~~携帯性に対し設計されたコンピュータ ；。
- a) 対角線サイズが 17.4 インチ以上である一体型ディスプレイを有すること；
 - b) 出荷時の構成では、製品の物理的筐体に一体化されたキーボードがないこと；
 - c) タッチスクリーン入力を有し、且つ主としてそれに依存すること（キーボードをオプションとして有する）；
 - d) 無線ネットワーク接続を有すること（例えば、Wi-Fi, 3G 等）；及び
 - e) 内部バッテリーを有するが、~~主として交流幹線電力への接続により給電されること。~~

注記: 「限定された」携帯性という用語は定義されておらず、また定義の条件をすべて満たしながら、「限定された」という用語が示唆するよりもっと長い寿命のバッテリーを有する製品があるという意見を EPA は受け取った。EPA は定義の調整を提案して長寿命バッテリー製品を含め、なお既存の「限定された」携帯性を特徴とする製品も含まうとしている。

- 6) E-リーダー: 静止像の表示消費用に設計された装置。ディスプレイは、更新速度が遅く、且つ可視像を維持するにはエネルギーは不要で、その可視像を変更する時だけエネルギーを必要とする双安定材料から成ることを特長としている。
- 7) 小型サーバ: 一般的にデスクトップフォームファクタのデスクトップ構成要素を使用するが、主に他のコンピュータのストレージ（記憶装置）ホストとなるように設計されているコンピュータ。小型サーバは、ネットワーク基盤業務（例：ファイル保管）の提供や、データ/メディアのホスティングなどの機能を実行するように設計されている。しかし、これらの製品は、主機能として他のシステムのために情報を処理したり、あるいはウェブサーバを実行するようには設計されていない。小型サーバは、以下の特徴を有する。
- a) すべてのデータ処理、保存、及びネットワークインターフェースが 1 つの筐体/製品内に含ま

- れるように、デスクトップコンピュータのフォームファクタと類似するペDESTAL、タワー、又はその他のフォームファクタで設計されている。
- b) 1日24時間/週7日間動作するように設計され、不定期の無稼働時間が非常に少ない（1年間に数時間程度）。
- c) ネットワーク接続されたクライアント機器を通じて複数の使用者に対応する、同時マルチユーザー環境において動作する能力がある。及び、
- d) 家庭用又は低性能（ローエンド）サーバアプリケーション用に業界で認められた OS（例：Windows Home Server、Mac OS X Server、Linux、UNIX、Solaris）に対応するように設計されている。
- 8) シンククライアント：主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源（例：コンピュータサーバ、遠隔ワークステーション）への接続に依存する、独立給電型コンピュータ。主な演算機能（例：プログラム実行、データ保存、他のインターネット資源との交信等）は、遠隔コンピュータ資源により提供される。本仕様の対象となるシンククライアントは、(1) コンピュータに内蔵されている回転式記憶媒体のない機器に限定され、また(2) 携帯用ではなく、常設場所（例：机上）で使用するよう設計されている。
- a) 一体型シンククライアント：演算を行うハードウェアとディスプレイを1つのケーブルを介して交流幹線電力に接続しているシンククライアント。一体型シンククライアントは、次の2つの形態のどちらかである。
 (1) ディスプレイとコンピュータが物理的に単一機器に統合されているシステム。又は(2) ディスプレイは分離しているが直流電力コードにより主要筐体（コンピュータ）に接続されており、コンピュータとディスプレイが共に1つの電源装置から給電される単一システムとして統合されているシステム。一体型シンククライアントは、シンククライアントの一種として、一般的にシンククライアントと同様の機能を果たすように設計されている。
- b) ウルトラシンククライアント：マウス及びキーボードによる未処理の入力を遠隔コンピュータ資源に送信し、遠隔コンピュータ資源から未処理の映像を受け取る、標準的なシンククライアントよりもローカル資源の少ないコンピュータ。ウルトラシンククライアントには使用者が認識できるクライアントオペレーティングシステムがない（すなわち、使用者が操作できないファームウェアの影響下にある）ことから、同時に複数の装置と交流することはできず、またウィンドウ表示された遠隔アプリケーションを実行することもできない。
- 9) ワークステーション：集約的演算タスクの中でも特に、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途に主として使用される、高機能単一ユーザーコンピュータ。本基準の対象となるワークステーションは、(a)ワークステーションとして販売されており、(b)~~(バルコア TR-NWT-000332 (1997年12月第6号) 又は実際に収集したデータのどちらかに基づいた) 最低15,000時間の平均故障間隔時間 (MTBF: mean time between failures)~~を提供し、CPU及びGPU製造事業者による出荷時の運用仕様を超えた代替周波数又は電圧には対応せず、さらに(c) CPU、インター接続及びシステムメモリ上及び専用回路にかかるエラーを検出・訂正する誤り訂正符号 (ECC: error-correcting code) ~~及び/又はバッファ付きメモリ~~に対応するシステムハードウェアを有する。また、ワークステーションは、以下の基準のうちの2つ以上を満たす。
- a) ~~高性能グラフィックスに対して補助電力対応を行う(例: PCI-E 6-pin 12Vの補助電力を供給する)~~。1つ以上の独立型 GPU 又は独立型コンピュータ・アクセラレータに対応する。

- b) ~~グラフィックススロット及び/又はPCI-X 対応であることに加えて、マザーボード上で x4 PCI-E を超えるものに配線されている。PCI-express の 4 つ以上のレーンに対応し、独立型 GPU ではなく、アクセサリ拡張スロット又はポートに接続され、各レーンの帯域幅は 8GB/秒 (Gb/s) 以上。~~
- e) ~~均等メモリアクセス (UMA: Uniform Memory Access) グラフィックスへの対応はできない。~~
- d) ~~PCI、PCI-E、又はPCI-Xのスロットを 5 つ以上提供する。~~
- c) ~~2 つ以上のプロセッサに対する複数プロセッサ対応ができる (物理的に分離したプロセッサパッケージ/ソケットに対応すること。マルチプロセッサ対応であり、2 つ以上の物理的に分離したプロセッサパッケージ又はソケットに対応すること。(すなわち、1 つのマルチコアプロセッサへの対応では要件を満たすことはできない)。及び/又は、~~
- d) 2 つ以上の独立系ソフトウェア開発会社 (ISV: Independent Software Vendor) の製品認証による認定。これらの認証は申請中でもよいが、適合から 3 ヶ月以内に完了すること。

注記: ワークステーションの定義は CEC ワークステーションの定義と調和すべきであることを要求する関係者の意見を EPA は受け取った。草案 1 では、既存の定義に対する大きな改定をいくつか提案して CEC ワークステーションと密接に調和し、システム設計により大きな柔軟性を与え、且つより新しい技術に考慮した。とはいえ、EPA は CEC 定義を完全に採用するわけではなく、ENERGY STAR のためにワークステーションをハイエンド・デスクトップコンピュータとはっきり区別すべきであるとも EPA は感じていない。提案の変更は CEC 定義の本質を捉えながら、ハイエンド・デスクトップがワークステーションと同じという誤解を改定 7.0 で与えないようにしたものだ。

- 10) ラック搭載型ワークステーション: IEC 60297-3-101:2004 の説明通り、本来ラックに搭載されるように設計されているワークステーション。ラック搭載型ワークステーションはワークステーションとディスプレイをローカル接続することでアクセスしてもよいし、複数ユーザがネットワークを介してリモートでアクセスしてもよい。
- 11) モバイル・ワークステーション: 高性能、単一ユーザーコンピュータであり、主としてグラフィックス、コンピュータ支援設計(CAD)、ソフトウェア開発、ファイナンスや科学に使用され、他の計算強化タスクを含み、ゲーム用を除き、且つ携帯性に優れ、幹線交流電源に直接接続をしてもしなくても長時間稼働できるように設計されている。モバイル・ワークステーションは一体型ディスプレイを利用し、一体型バッテリーによる稼働が可能である。モバイル・ワークステーションは外部電源を利用してもよいし、一体型キーボード及び指示デバイスがあってもよい。更に、モバイル・ワークステーションは以下の条件をすべて満たさなければならない:
 - a) 平均故障間隔時間(MTBF)として最低 13,000 時間を有する(Bell core TR-NWT-000332, 1997 年 12 月 第 6 号又は実際に収集したデータのどちらかに基づく)
 - b) 2 社以上の独立系ソフトウェア開発会社(ISV)の製品認証による認定。これらの認定は申請中でもよいが、適合から 3 ヶ月以内に完了すること。
 - c) 3 つ以上の内部ストレージデバイスを有する
 - d) 少なくとも 32 ギガバイトのシステムメモリに対応する、及び

e) 以下のどちらかに対応する：

- (1) 96 ギガバイト/秒以上のフレームバッファ帯域を有する、少なくとも1つの一体型又は独立型 GPU
- (2) 134 ギガバイト/秒以上の帯域を有する、合計4ギガバイト以上のシステムメモリ及び一体型 GPU

注記：モバイル・ワークステーションに対する定義を支持するという関係者の意見を EPA は受け取った。これは、別に定義されるハイエンド・ノートブックとはつきり異なっている。EPA は上記の定義を提案しており、これはモバイル・ワークステーションの CEC 定義とほとんど調和している。

B) 製品区分：製品の特性や搭載されている構成要素に基づいた、製品機種の二次分類又は下位機種。製品区分は、本仕様において適合と試験の要件を判断するために使用する。

C) コンピュータの構成要素：

- 1) グラフィックスプロセッサ (GPU: Graphics Processing Unit)：ディスプレイに対する 2D 及び/又は 3D コンテンツのレンダリングを加速するように設計されている、CPU とは別の集積回路。GPU は、CPU からディスプレイ能力による負荷を取り除くために、コンピュータのシステムボード又はその他の場所において CPU と組合すこともできる。
- 2) 独立型グラフィックス (dGfx: Discrete Graphics)：ローカルメモリ制御装置インターフェースとグラフィックスに特化したローカルメモリを有する、グラフィックスプロセッサ (GPU)。独立型 GPU は ~~CPU ダイ (die) 又は基板 (substrate) の上にはパッケージされない。~~

注記：草案 1 において独立型グラフィックス (dGfx) 定義に対し提案した変更は、今後の GPU パッケージング実装に悪影響を与え、効率改善が追加されるとの意見を EPA は受け取った。結果として、EPA は以前のバージョンの定義に戻ることを提案している。しかし、dGfx を検討するために GPU はメモリ資源を CPU と共用できないということも明確にしている。

- 3) 一体型グラフィックス (iGfx: Integrated Graphics)：独立型グラフィックスを含まないグラフィックスのソリューション。
- 4) ディスプレイ：多くの場合において単一筐体に収められている表示画面と関連電子装置を有する市販の製品であり、主機能として、(1) 1つ以上の入力 (例：VGA、DVI、HDMI、ディスプレイポート、IEEE 1394、USB) を介してコンピュータ、ワークステーション又はサーバから、(2) 外部記憶装置 (例：USB フラッシュドライブ、メモ리카ード) から、あるいは (3) ネットワーク接続からの視覚情報を表示する。
 - a) 性能強化一体型ディスプレイ：以下の特性及び機能のすべてを有する一体型コンピュータディスプレイ。
 - (1) 画面カバーガラスの有無に関わらず、少なくとも 85°の水平視角において最低 60:1 のコントラスト比。
 - (2) 2.3 メガピクセル (MP) 以上の基本解像度。及び、

(3) EC 61966-2-1 で規定している、少なくとも sRGB の色域。色空間における変化は、規定の sRGB 色の 99%以上に対応している限り許容される。

- 5) 外部電源装置 (EPS):外部電源アダプタともいう。家庭用電流を直流、もしくは低電圧交流電流に変換し、コンシューマ製品を作動する外部電源供給回路。
- 6) 内部電源装置 (IPS):コンピュータ筐体の内部にあり、コンピュータの構成要素に給電する目的で幹線電力源からの交流電圧を直流電圧に変換するように設計されている構成要素。本仕様目的に対し、内部電源装置は、コンピュータ筐体内に含まれているが、コンピュータの主要基板から分離していること。内部電源装置は、内部電源装置と幹線電力の間に中間回路の無い一本のケーブルを介して幹線電力に接続していること。また、内部電源装置からコンピュータ構成要素につながるすべての電力接続は、一体型デスクトップコンピュータにおけるディスプレイ への直流接続を除き、コンピュータ筐体の内部に存在していること (すなわち、内部電源装置からコンピュータ又は各構成要素につながる外部ケーブルは存在しない)。なお、外部電源装置からの単一直流電圧をコンピュータが使用する複数の電圧に変換するために使用される内部直流-直流変圧器は、内部電源装置とは見なさない。

D) 動作モード:

- 1) 稼働状態:コンピュータが、a) 使用者による事前又は同時入力、あるいは b) ネットワークを介した事前又は同時の指示に応じて、実質的な作業を実行しているときの電力消費状態 使用者によるさらなる入力を待っており、且つ低電力モードに移行する前のアイドル状態の時間を含め、稼働状態には、処理の実行や、記憶装置 (ストレージ)、メモリ、又はキャッシュに対するデータ要求が含まれる。
- 2) アイドル状態:オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込みが完了し、ユーザープロフィールが作成され、そのシステムが初期設定により開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、さらにそのコンピュータがスリープモードではないときの電力消費状態。アイドル状態は、短期アイドルと長期アイドルの 2 つの下位状態で構成される。
 - a) 長期アイドル:コンピュータはアイドル状態に達しており (すなわち、OS が起動してから、又は有効作業負荷が完了してから、あるいはスリープモードから復帰してから 15 分後)、主要コンピュータディスプレイは、画面内容を観測できない低電力状態に移行している (すなわち、バックライトの電源が切られている) が、作業モード (ACPI G0/S0) に維持されているときのモード。本定義で説明している状況において、電力管理特性を出荷時に有効にしている場合、これらの特性は長期アイドルの評価前に開始している (例:ディスプレイは低電力状態であり、HDD の回転が低減している可能性がある) が、コンピュータはスリープモードに移行することができない。P_{LONG_IDLE} は、長期アイドルモードにおいて測定された平均消費電力を表す。
 - b) 短期アイドル:コンピュータはアイドル状態に達しており (すなわち、OS が起動してから、又は有効作業負荷が完了してから、あるいはスリープモードから復帰してから 5 分後)、画面はオン状態で、長期アイドル電力管理特性は開始していない (例:HDD は回転しており、コンピュータはスリープモードに移行することができない) ときのモード。P_{SHORT_IDLE} は、短期アイドルモードにおいて測定された平均消費電力を表す。
- 3) オフモード:製品が主電力源に接続され、製造事業者の指示に従い使用するとき、使用者が解除する (影響を与える) ことができず不定時間保たれる可能性のある最低電力モード。ACPI 規格を適用可能なシステムの場合、オフモードは ACPI システムレベルの S5 状態に相当する。

- 4) スリープモード: コンピュータが一定の非稼働時間後に自動的に、あるいは手動選択により移行する低電力モード。スリープ能力を有するコンピュータは、ネットワーク接続又はユーザインターフェース装置に反応して、ウェイクイベントの開始からディスプレイ表示を含めシステムが完全に使用可能になるまで、5秒以下の待ち時間で素早く「復帰」することができる。ACPI規格を適用可能なシステムの場合、スリープモードは通常、ACPIシステムレベルのS3 (RAMに対するサスペンド) 状態に相当する。

E) ネットワーク及び追加性能:

- 1) 追加内部ストレージ (記憶装置): 第1ストレージ最大容量の不揮発性ストレージ (記憶装置) の他に、出荷時からコンピュータに内蔵されたすべてのハードディスクドライブ (HDD) 又は半導体ドライブ (SSD)。 本定義では、外部ドライブは含まれない。

注記: 追加内部ストレージの定義を CEC 定義と調和させ、より小さな SSD を当該システムに設置して主要ハードドライブにより大きなアダーを適用する場合を制限するよう要求する関係者の意見を EPA は受け取った。草案 2 では EPA は CEC の言い回しを採用した。

- 2) 節電型イーサネット(EEE): データ処理 (スループット) が低い時間においてイーサネットインターフェースの消費電力を減らすことができる技術。IEEE 802.3az. で規定している。
- 3) 完全なネットワーク接続性: スリープモード又は 2ワット 以下の電力 (消費電力) である代替低電力モード (LPM) で、ネットワーク上の存在を維持し、(ネットワーク上の存在を維持するために必要な臨時的処理を含め) さらなる処理を要求されたときに 適切に 復帰するというコンピュータの能力。コンピュータの存在、すなわちそのネットワークサービスとアプリケーションの存在は、コンピュータが LPM であっても維持される。ネットワークの視点から見ると、LPM で完全なネットワーク接続性を有するコンピュータは、共通アプリケーション及び使用傾向に関してアイドル状態のコンピュータと機能的に同等である。LPM で完全なネットワーク接続性は特定のプロトコルに限定されないが、初回設置後に設定されたアプリケーションを対象にすることができる。また「ネットワークプロキシ」機能とも言い、Ecma-393 規格に説明がある。
- a) ネットワークプロキシ-基本能力: LPM の間ネットワークへの対応とネットワーク上の存在を維持するために、システムは IPv4 ARP 及び IPv6 NS/ND に対応する。
- b) ネットワークプロキシ-完全能力: LPM の間、システムは、基本能力、遠隔復帰、及びサービス発見/ネームサービスに対応する。
- c) ネットワークプロキシ-遠隔復帰: LPM の間、システムは、ローカルネットワークの外部からの要求に応じて遠隔復帰する能力がある。基本能力を含む。
- d) ネットワークプロキシ-サービス発見 / ネームサービス: LPM の間、システムは、ホストサービス及びネットワーク名の公表を可能にする。基本能力を含む。
- 4) ネットワークインターフェース: コンピュータが 1 つ以上のネットワーク技術を介して通信できるようにすることが主な機能である構成要素 (ハードウェア及びソフトウェア)。ネットワークインターフェースの例として、IEEE 802.3 (イーサネット) 及び IEEE 802.11 (Wi-Fi) がある。
- 5) ウェイクイベント(Wake Event): コンピュータをスリープモード又はオフモードから稼働状態に移行させる、使用者による、あるいは予定された、又は外部の事象や信号。ウェイクイベントの例として以下のもの

があるが、これらに限らない。マウスの動作、キーボードの操作、制御装置による入力、リアルタイムクロックイベント、あるいは筐体上のボタン操作、さらに外部イベントの場合においては、遠隔操作、ネットワーク、モデム等を介して伝えられる信号。

- 6) ウェイクオンラン (WOL: Wake On LAN): イーサネットを介したネットワークウェイクイベントにより指示されたときに、コンピュータがスリープモード又はオフモードから稼働状態に移行できるようにする機能。
- 7) 切替可能グラフィックス: 要求が無い時には独立型グラフィックスを機能させないようにし、一体型グラフィックスを支持できるようにする能力。

注記: 本機能は、バッテリーで動作しているとき、あるいは出力グラフィックスが過度に複雑でない場合には、低電力及び低能力の一体型 GPU がディスプレイに対してレンダリングすることを可能にするが、その一方で、**必要に応じて**、消費電力が高く、能力も高い独立型 GPU がレンダリング能力を提供できるようにする。

F) 販売及び出荷の経路:

- 1) 企業等の物品調達経路: 管理されたクライアント/サーバ環境で使用するコンピュータを購入するために、大・中規模企業、政府、教育機関、あるいは他の組織が主に利用する販売経路。
- 2) モデル名: コンピュータのモデル番号、製品の説明、又はその他のブランド設定情報を示す販売上の名称。
- 3) モデル番号: 特定のハードウェア及びソフトウェアの構成（例: オペレーティングシステム、プロセッサの種類、メモリ、GPU）に適用される固有の販売上の名称あるいは識別番号であり、事前に定められているか、あるいは顧客により選択される。

G) 製品群 (ファミリー): 多くの場合において数百もの考え得るハードウェアとソフトウェアの構成を含む、1つの筐体/マザーボードの組合せを共有するコンピュータの一群を指す高次の用語。製品群内の製品モデルは、(1) ENERGY STAR 適合基準値に関する製品性能に影響を与えない、あるいは(2) 製品群内における許容可能な差異としてここに規定している、1つ以上の特徴あるいは特性に応じて、相互に異なる。コンピュータに関して、製品群内における許容可能な差異には以下のものがある。

- 1) 色
- 2) 筐体、又は
- 3) プロセッサ、メモリ、GPU 等のようなシャーシ/マザーボード以外の電子的構成要素。

2 対象範囲

2.1 対象製品

2.1.1 コンピュータの定義及び以下の製品機種の定義のうちの1つを満たす製品は、ここに規定したとおり、第2.2節に示す製品を除き、ENERGY STAR 適合の対象となる。

- i. デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータ
- ii. ノートブックコンピュータ
- iii. スレート/タブレット
- iv. 携帯用オールインワンコンピュータ（ポータブルコンピュータ）
- v. ワークステーション
- ~~vi. 非データセンター用として市場に提供され販売される小型サーバ~~
- vi. シンククライアント

2.2 対象外製品

2.2.1 他の ENERGY STAR 製品仕様のもとで対象となる製品は、本仕様における適合の対象にはならない。現在有効な仕様の一覧は、www.energystar.gov/products で見ることができる。

2.2.2 以下の製品は、本仕様（基準）における適合の対象ではない。

- i. ドッキングステーション
- ii. ゲーム機
- iii. E-リーダー
- iv. 手持ち式（ハンドヘルド）ゲーム機。一般的にバッテリー給電され、主要ディスプレイとして一体型ディスプレイを用いての使用を意図している
- v. ノートブックコンピュータの定義を満たさない携帯型シンククライアント
- vi. 携帯情報端末（PDA：Personal Digital Assistant）装置
- vii. プロセッサ、マザーボード、及びメモリーを含むノートブックコンピュータ、デスクトップコンピュータもしくは一体型デスクコンピュータに共通の内部機器を使用しない店頭販売時点情報管理（POS：Point of Sale）製品
- ~~viii. POS 用スレート/タブレット~~
- ix. 携帯電話
- ~~x. モバイル・ワークステーション~~
- ~~xi. ウルトラシンククライアント~~
- ~~xii. 小型サーバ~~

注記：EPA がモバイル・ワークステーションに利用できる製品のエネルギー情報が限られ、市場での存在も限られるため、EPA は改定 7.0 の範囲からそれらを排除する。改定 7.0 の最終版を発行する前に、これらの製品に対する潜在的なレベルセットを支援する追加製品データを歓迎する。

3. 適合基準

3.1 有効桁数と端数処理

- 3.1.1 すべての計算は、直接的に測定された（端数処理をしていない）数値を用いて行うこと。
- 3.1.2 別段の規定が無い限り、基準値への準拠は、いかなる端数処理を行うことなく、直接的に測定又は算出された数値を用いて評価すること。
- 3.1.3 ENERGY STAR ウェブサイトへの公開用に提出される直接的に測定又は算出された数値は、対応する基準値に表されている最も近い有効桁数に四捨五入すること。

3.1 一般要件

- 3.2.1 電源装置の試験データ及び試験報告書は、電源装置試験の実施について EPA が認証する試験機関により、ENERGY STAR 製品認証の目的に対し、承認されていること。
- 3.2.2 内部電源装置（IPS）要件：本仕様の対象であるコンピュータに使用する内部電源装置は、汎用内部電源装置効率試験方法 6.6 版（Generalized Internal Power Supply Efficiency Test Protocol, Rev.6.6）（[http://www.plugloadsolutions.com/docs/collatrl/print/Generalized Internal Power Supply Efficiency Test Protocol R6.6.pdf](http://www.plugloadsolutions.com/docs/collatrl/print/Generalized%20Internal%20Power%20Supply%20Efficiency%20Test%20Protocol%20R6.6.pdf) 参照のこと）を用いて試験したときに、以下の要件を満たさなければならない。
- i. 最大定格出力電力が 75W 未満の IPS は、表 1 及び表 2 に規定する最低効率要件を満たしていること。
 - ii. 最大定格出力電力が 75W 以上の IPS は、表 1 及び表 2 に規定する最低効率要件と最低力率要件の両方を満たしていること。

表 1：定格 500W 以下内部電源装置に対する要件

負荷条件（銘板出力電流の割合）	最低効率	最低力率
20%	0.82	—
50%	0.85	—
100%	0.82	0.90

表 2：定格 500W 超内部電源装置に対する要件

負荷条件（銘板出力電流の割合）	最低効率	最低力率
20%	0.87	—
50%	0.90	0.90
100%	0.87	—

注記：EPA は 80 プラス負荷ポイントの適切性に関する数多くのコメントを関係者から受け取った。その中には、負荷ポイントを追加し、且つより厳密な 80 plus tiers を参照すべきであるという意見もあれば、80 プラス負荷ポイントは多種類の製品に対して適切ではなく、IPS 要件は不掲載とすべきであるという意見もある。信頼できる 80 プラスプログラムに基づいた IPS 要件を設定することは完全ではないのだが、動的モード効率に影響を与えるには現在最も利用可能な道である。リソースが許せば、EPA は 80 プラス及び他の関係者と共に動き、IPS 要件又は他の手段を効率的な利用に焦点をあてて動的モードの効率を推進したい。改定 7.0 における 80 プラスブロンズからゴールド相当要件への移行は時期尚早であり、この時点では製造事業者に対する費用対効果の高い解決策ではないという意見も、EPA は受け取った。

EPA は消費者サイトのサードパーティ製 IPS をレビューし、銘板定格 500W 未満 IPS の「ブロンズ対ゴールド」では大きなコスト差があるように見えるのだが、500W 以上になるとその差は小さくなり、銘板定格 800W を超えると、最も費用対効果の高いゴールドがブロンズ相当製品よりもわずかに安い例さえあった。

結果として、コスト増大がより一般的になり始める 500W 以下の IPS に対しては、改定 7.0 では 80 プラスブロンズに戻すことを EPA は提案し、500W を超える IPS に対しては 80 プラスゴールド相当レベルを維持する。改定 8.0 では低電力 IPS 要件を再検討する予定で、その時点で更なる厳密性を保証されるかを見直す。

EPA は上記表 2 の 80 プラスゴールド相当要件に対する改訂もわずかだが行った。80 プラスウェブサイトと整合して、0.90 最低力率要件は 50% 負荷で利用可能であることを明確にしている。

- 3.2.3 **外部電源装置(EPS)要件**: 単一及び複数電圧 EPS は、10 CFR Part 430 の付録 Z「外部電源装置の消費電力量を測定する統一的な試験方法」に従って試験をする時、国際効率表示協約 (International Efficiency Marking Protocol) の下で、**レベル VI** もしくはそれを越える性能要件を満たすこと。
- i. 単一電圧 EPS は**レベル VI** (もしくはそれを越える) マークを含むこと。
 - ii. 複数電圧 EPS は**レベル VI** (もしくはそれを越える) に適合又はマークを表示すること。
 - iii. マーク協約に関する詳細情報は、下記で見ることができる。

<http://www.regulations.gov/#/documentDetail;D=EERE-2008-BT-STD-0005-0218>

3.3 電力管理要件

- 3.3.1 以下の条件に従い、製品の電力管理機能は「出荷時」において表 3 に規定するとおりであること。
- i. シンクライントの場合、ウェイクオンラン (WOL) 要件は、スリープモード又はオフモードにおいて、中央管理されたネットワークからソフトウェアの更新を受信するように設計されている製品に適用する。標準のソフトウェア更新フレームワークが計画的オフ時間を必要としないシンクライントは、WOL 要件を免除する。
 - ii. ノートブックコンピュータの場合、製品は交流幹線電力との接続を解除したときに、WOL を自動的に無効にすることができる。
 - iii. WOL を有するすべての製品については、ディレクテッドパケットフィルタを有効にして、業界標準の初期状態に設定すること。
 - iv. 初期設定でスリープモードに対応しない製品は、ディスプレイスリープモード要件のみに従う。

表 3 : 消費電力管理要件

モード又は モードの移行	要件	デスクトップ	一体型 デスクトップ	ポータブル	ノートブック	スレート/タブレット	シンクライアント	ワークステーション
システムの スリープ モード ¹	(1) スリープモードは、使用者による非利用時間が 30 分を超える前に開始するように設定していること。 (2) 稼働中の 1 Gb/s 以上のイーサネットネットワークリンク速度は、スリープモード又はオフモードに移行する時に低減すること。	適用	適用	適用	適用	なし	適用	適用
ディスプレイの スリープモード	(1) ディスプレイのスリープモードは、使用者による非利用時間が 15 分を超える前に開始するように設定していること。	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用
ウェイク オンラン (WOL)	(1) イーサネット能力を有するコンピュータは、スリープモードに対する WOL を有効及び無効にする選択肢を、使用者に提供すること。 (2) 企業等の物品調達経路を通じて出荷する、イーサネット能力を有するコンピュータは、以下のいずれかであること。 (a) コンピュータが交流幹線電力で動作する場合には、スリープモードに対する WOL を初期設定により有効にして出荷していること。あるいは、 (b) クライアントオペレーティングシステムのユーザインターフェース及びネットワーク経由の両方からアクセス可能な、WOL を有効にする能力を、使用者に提供すること。	適用	適用	適用	適用	なし	適用	適用
復帰 (ウェイク) 管理	(1) 企業等の物品調達経路を通じて出荷する、イーサネット能力を有するコンピュータは、以下のとおりであること。 (a) スリープモードからの (ネットワークを介した) 遠隔操作及び (リアルタイムクロックを介した) 計画的なウェイクイベントの両方に対応する能力があること。及び、 (b) 製造事業者が以下の機能を管理している場合において、ハードウェア設定を通じて構成される復帰管理設定を (ベンダーが提供するツールを利用して) 集中管理できる能力を、クライアントに提供すること。	適用	適用	適用	適用	なし	適用	適用

¹スリープモードを UUT の初期設定で対応でき、且つスリープモード消費電力を適合に関する TEC 計算式の一部に使用する場合

注記：システムのスリープモードの項で、イーサネットネットワークリンクに対する速度低減は 1Gb/s に適用するばかりではなく、1Gb/s よりも早いものにも適用することを EPA は明確にした。

3.4 使用者に対する情報提供要件

3.4.1 以下の内容を顧客に知らせることを目的とした情報資料と共に製品を出荷すること。

- i. 初期設定により有効にされている電力管理設定の説明。
- ii. 様々な電力管理機能の時間設定に関する説明。及び、
- iii. スリープモードから製品を適切に復帰させる方法。

3.4.2 以下の情報のうちの 1 つ以上と共に製品を出荷すること。

- i. 電力管理の初期設定の一覧。
- ii. 電力管理の初期設定は、ENERGY STAR に準拠するように選択しており（表 2 に従い、該当する場合において、ディスプレイについては利用者による非利用時間の 15 分以内、コンピュータについては 30 分以内）、最適な省エネルギーのために ENERGY STAR プログラムにより推奨しているものであることを示す注記。
- iii. ENERGY STAR 及び電力管理の有益性に関する情報。これらは、紙媒体又は電子媒体の取扱説明書の冒頭付近、あるいは梱包や同梱されるメッセージ書に記載すること。

3.4.3 第 3.4.1 項及び第 3.4.2 項については、以下のすべての内容に従うという条件のもと、電子的又は印刷のいずれかの形式による製品文書を使用することで満たすことができる。

- i. 当該文書は、製品（例：印刷した取扱説明書又は同封物において、同梱する光媒体において、顧客に出荷するソフトウェアの読み込みと同時に設定するファイルにおける）と共に出荷すること、もしくは製造事業者のウェブサイトで電子的に利用できること。後者の場合には、そのウェブサイトに関する情報にアクセスする指示を製品パッケージ、もしくはデスクトップスクリーンもしくはホームスクリーンに提示すること；及び
- ii. 当該文書は、(a) ENERGY STAR 認証コンピュータに対して限定して、あるいは (b) 顧客の利用するコンピュータ構成が ENERGY STAR 認証であるかを確認する方法を示す EPA 承認の顧客向け手引書が添付している場合に限り、標準文書の一部として製品に含める。

3.5 デスクトップ、一体型デスクトップ及びノートブックコンピュータに対する要件

3.5.1 デスクトップ、一体型デスクトップ、及びノートブックコンピュータに対する計算式 1 により算出する標準消費電力量 (E_{TEC}) は、以下の条件に従い、計算式 2 により算出する最大 TEC 要件 (E_{TEC_MAX}) 以下であること。

- i. 追加内部ストレージ許容値 ($TEC_{STORAGE}$) は、その製品に 1 つ以上の追加内部記憶装置（ストレージ）が存在する場合（製品に 2 つ以上の内部記憶装置が存在する場合）に、1 回のみ適用する。

- ii. 一体型ディスプレイ追加許容値 (TEC_{INT_DISPLAY}) は、一体型デスクトップ及びノートブックコンピュータにのみ適用し、それぞれのディスプレイに適用することもできる。性能強化一体型ディスプレイの場合、許容値は表 9 及び計算式 3 に示すとおりに算出すること。
- iii. 完全なネットワーク接続性のモード比率の対象となる製品については、以下の基準を満たしていること。
- 製品は、EPA により ENERGY STAR の目的に合うものとして承認された ECMA 393 又は他の規格のような、特許対象外の完全なネットワーク接続性の規格を満たしていること。この承認は、適合を目的とした製品データの提出前に行われていなければならない。
 - 製品は、実際に利用するレベルの性能を、出荷時の初期設定により有効にして構成していること。完全なネットワーク接続性を初期設定により有効にしていない場合、そのシステムについては従来型の TEC 比率で試験して報告すること。
 - 製品は、スリープモードもしくは 2 ワット以下の電力での代替低電力モードを可能にすること。

注記：完全ネットワーク接続性は製造事業者が報告するパラメータである。Mac コンピュータでは、システム環境設定/省エネルギー設定で可能になる「ネットワークアクセスにスリープを解除」が基本的にもしくはそれより良い能力に相当する。Windows コンピュータでは、「ARP オフロード」もしくは「NS オフロード」などネットワークインターフェースカード (デバイスマネジャーを介してアクセスされる) で可能になるものが基本能力もしくはそれより良い能力に相当する。二重のネットワークカード(NIC)を有するシステムに対しては、1 つの NIC 構成のみが応じる必要がある。製造事業者はプロキシ支援をどう確保するかに関して更なるガイダンスを提供できる。

注記：EPA は完全なネットワーク接続性のモード比率に対する草案 1 の変更に関する関係者コメントを検討したものの、変更は是認せず、草案 1 の表現を維持した。代替極低消費電力ネットワーク接続モードに、以下の表 4 及び表 5 にあるネットワークプロキシ完全能力モード比率を利用することを許すのかという意見があった。従来型モード比率を用いてバージョン 6.0/6.1 で適合し、且つ提案された基準レベルに合致する製品は、改定 7.0 では在来型で問題なく認定する予定であることを EPA は繰り返し説明したい。また、完全なネットワーク接続性のモード比率は、ECMA-393 規格のようなエネルギー節約と同等又はそれ以上になる代替ソリューションの利用に制約がない。より技術中立的なこのアプローチで、新しいソリューションは期待通り適切なモード比率を利用することができるようになるであろう。

- iv. システムスリープモードに替わり、代替低電力モードを用いるノートブック、デスクトップ、及び一体型デスクトップコンピュータについては、もし代替低電力モードが 10 ワット以下である場合には、計算式 1 において、スリープ時消費電力 (P_{SLEEP}) の代わりに長期アイドル時消費電力 (P_{LONG_IDLE}) を使用することができる。このような場合には、計算式 1 の (P_{SLEEP} × T_{SLEEP}) は、(P_{LONG_IDLE} × T_{SLEEP}) に置き換わるが、計算式 1 のその他の部分については変更しない。
- v. 切替可能グラフィックスを有するノートブック、デスクトップ、及び一体型デスクトップコンピュータは、計算式 2 において表 9 の独立型グラフィックス許容値 (TEC_{GRAPHICS}) を適用す

することはできない。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定により当該グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップシステムについては、これらプラットフォーム種類（デスクトップ又は一体型デスクトップコンピュータ）に対する G1 グラフィックス許容値の 50% に相当する許容値を適用することができる。切替可能なグラフィックスの優遇策だけは、初期設定により有効にする自動切替に適用する。この性能は製造事業者の申請による。

計算式 1：デスクトップ、一体型デスクトップ、シンククライアント、及びノートブックコンピュータの TEC 計算 (E_{TEC})

$$E_{TEC} = (8760/1000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SLEEP} \times T_{SLEEP} + P_{LONG_IDLE} \times T_{LONG_IDLE} + P_{SHORT_IDLE} \times T_{SHORT_IDLE})$$

上記の式において、

- P_{OFF} = オフモードにおける消費電力測定値 (W)
- P_{SLEEP} = スリープモードにおける消費電力測定値 (W)
- P_{LONG_IDLE} = 長期アイドルモードにおける消費電力測定値 (W)
- P_{SHORT_IDLE} = 短期アイドルモードにおける消費電力測定値 (W)
- T_{OFF} 、 T_{SLEEP} 、 T_{LONG_IDLE} 、及び T_{SHORT_IDLE} は、表 4（デスクトップ、一体型デスクトップ、及びシンククライアント用）又は表 5（ノートブック用）に規定しているモード比率。

表 4：デスクトップ、シンククライアント、及び一体型デスクトップコンピュータのモード比率

モード比率	従来型	ネットワーク プロキシ -完全能力
T_{OFF}	45%	20%
T_{SLEEP}	5%	45%
T_{LONG_IDLE}	15%	5%
T_{SHORT_IDLE}	35%	30%

表 5：ノートブックコンピュータのモード比率

モード比率	従来型	ネットワーク プロキシ -完全能力
T_{OFF}	25%	25%
T_{SLEEP}	35%	45%
T_{LONG_IDLE}	10%	5%
T_{SHORT_IDLE}	30%	25%

計算式 2：デスクトップ、一体型デスクトップ及びノートブックコンピュータの E_{TEC_MAX} 計算

$$E_{TEC_MAX} = (1 + ALLOWANCE_{PSU}) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEMORY} + TEC_{GRAPHICS} + TEC_{STORAGE} + TEC_{INT_DISPLAY} + TEC_{SWITCHABLE} + TEC_{EEE})$$

上記の式において、

- $ALLOWANCE_{PSU}$ は、表 6 に規定している任意のより厳しい効率基準値を満たす電源装置に対して与える許容値である。本要件を満たさない電源装置に許容値 0 を与える；
- TEC_{BASE} は、表 7 及び表 8 に示す基本許容値である；そして

- $TEC_{GRAPHICS}$ は、表 9 に規定している独立型グラフィックス許容値であり、許容値を与えられない一体型グラフィックスを有するシステムを除く。また、初期設定において有効にしている切替可能グラフィックスを有するデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータは、 $TEC_{SWITCHABLE}$ による許容値を受ける；そして
- TEC_{MEMORY} 、 $TEC_{STORAGE}$ 、 $TEC_{INT_DISPLAY}$ 、 $TEC_{SWICHABLE}$ 、及び TEC_{EEE} は、表 9 に規定している追加許容値。

表 6：内部電源効率許容値

電源装置の種類	コンピュータの種類	定格出力電流の指定割合における最低効率 ²				最低平均効率 ³	許容値 P S U ALLOWANCE _{PSU}
		10%	20%	50%	100%		
IPS	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.90	--	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.92	--	0.03
	一体型デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.90	--	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.92	--	0.04

表 7：デスクトップ及び一体型デスクトップに対する基本許容値 TEC_{BASE}

分類名	グラフィックス性能 ⁴	デスクトップもしくは一体型デスクトップ	
		性能範囲、P ⁵	基本許容値
0	グラフィックス全て $dGfx \leq G7$	$P \leq 3$	69.0
I1	一体型もしくは切替可能グラフィックス	$3 < P \leq 6$	112.0
I2		$6 < P \leq 7$	120.0
I3		$P > 7$	135.0
D1	独立型グラフィックス $dGfx \leq G7$	$3 < P \leq 9$	115.0
D2		$P > 9$	135.0

表 8：ノートブックコンピュータに対する基本許容値 TEC_{BASE}

分類名	ノートブック	
	性能範囲、P ⁵	基本許容値
0	$P \leq 2$	6.5
1	$2 < P \leq 8$	8.0
2	$P > 8$	12.0

² EPS は、10 CFR Part 430 付録 Z 「外部電源装置の消費電力量を測定する統一的な試験方法」を用いて試験するときには特定要件を満たすこと。IPS は、EPR1 306 G 改訂版 6.6 「一般的な内部電源装置の試験協約」を用いて試験するときには特定要件を満たすこと。

³ 平均効率とは、定格出力電流の 25%、50%、75%、及び 100% で試験したときの効率の代数平均をいう。EPS は、10 CFR Part 430 付録 Z 「外部電源装置の消費電力量を測定する統一的な試験方法」を用いて試験するときには 特定要件を満たすこと。

⁴ 独立型グラフィックスの性能は、表 9 に示すようにフレームバッファ帯域幅を基に分類すること

⁵ $P = [\text{CPU コア数}] \times [\text{CPU クロック周波数 (GHz)}]$:ここで、コア数は、物理的な CPU コア数を表し、CPU クロック周波数は、TDP 最大コア周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

注記：注記：分類名 1 及び 2 に分類されたノートブックに対する性能範囲 P を 9 から 8 に修正するとシステムの分類はもっと良い結果になるという意見を EPA は受け取った。そのデータをレビュー後、EPA はこの評価に合意し、分類名 1 及び 2 の性能範囲 P を調整した。

EPA は下記表 9 のさまざまなアダーに関する意見も受け取った。独立型グラフィックス、メモリ、及び性能強化ディスプレイアダーを調整する際、EPA は上記表 8 の基本許容値を改定し、市場の上位四分の一の適合を正確に認識した。基本許容値は草案 1 よりも高いが、草案 1 で分析したメモリーアダーでの誤りの訂正を残し、草案 2 の全体としての要件は今ではより厳しくなっている。基本及び機能許容値を適用すると、それぞれの分類において認証する製品数は 26%(分類名 0)、25.6%(分類名 1)、及び 24.5%(分類名 2)である。これらの比率は、2015 年以前に適合された製品を除いて、ENERGY STAR データセットに基づいている。

表 9：デスクトップ、一体型デスクトップ、シンクライント、及びノートブックコンピュータの追加機能許容値

機能		デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
TEC _{MEMORY} (kWh) ⁶		0.8		0.4
TEC _{GRAPHICS} (kWh) ⁷	グ ⁸ ラ フ イ ッ ク ス 区 分	G1 (FB_BW ≤ 16)	36	29.3 × tanh(0.0038 × FB_BW - 0.137) + 13.4
		G2 (16 < FB_BW ≤ 32)	51	
		G3 (32 < FB_BW ≤ 64)	64	
		G4 (64 < FB_BW ≤ 96)	83	
		G5 (96 < FB_BW ≤ 128)	105	
		G6 (FB_BW > 128; フレームバッファ データ幅 < 192 bits)	115	
		G7 (FB_BW > 128; フレームバッファ データ幅 ≥ 192 bits)	130	
TEC _{SWITCHABLE} (kWh) ⁹		0.5 × G1		適用なし
TEC _{EEE} (kWh) ¹⁰		8.76 × 0.2 × (0.15 + 0.35)		適用なし

⁶ TEC_{MEMORY}：システムに搭載した GB 毎に適用する。

⁷ TEC_{GRAPHIC}：システムに搭載した dGfx に適用する、しかし切替可能なグラフィックスには適用しない

⁸ FB_BW：ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームバッファ帯域幅。計算式 [データレート (MHz) × フレームバッファデータ幅 / (8 × 1000)] により、算出すること

⁹ TEC_{SWITCHABLE}：デスクトップ及び一体型デスクトップの初期設定により有効な自動切替に適用する

¹⁰ TEC_{EEE}：出荷時に有効な IEEE 802.3az 準拠型 (節電型イーサネット) ギガビットイーサネットポート毎に適用する

TEC _{STORAGE} (kWh) ¹¹	26		2.6
TEC _{INT_DISPLAY} (kWh) ¹²	適用なし	$8.76 \times 0.35 \times (1+EP) \times (4 \times r + 0.05 \times A)$	$8.76 \times 0.30 \times (1+0.4 \times EP) \times (0.43 \times r + 0.0263 \times A)$

注記：CECの独立型グラフィックス・アダプター計算式に調和させることに関する意見を、EPAは受け取ったが、その計算式はG1-G7に個々の値を用いるのに比べ、ハイエンド・グラフィックスをより正確に取り扱う。EPAはノートブックのG1-G7分類区分をやめて、すべてのモデルに一つのCEC計算式を適用した。この結果はグラフィックス能力範囲を通し製品のより良い分配となった。

余計な0.43定数が、ノートブック一体型ディスプレイアダプターの訂正した性能係数にあったとの意見もEPAは受け取った。これは草案2の中でも訂正したままである(?)。上記の調整済み基本許容値の表8及び表9の組合せは3つすべての性能分類における上位製品を差別化する結果となり、独立型グラフィックスの能力差をよりよく把握している。

最後に、EEEインセンティブを適合させるために、ポートはEEE有効だけでなく、EEEは出荷時有効にすべきであるという意見を受け取った。EPAはこの変更案を支持し、草案2で採用した。

計算式3：性能強化一体型ディスプレイ許容値の計算

$$EP = \begin{cases} 0, & \text{性能強化ディスプレイなし} \\ 0.3, & \text{性能強化ディスプレイ } d < 27 \\ 0.75, & \text{性能強化ディスプレイ } d \geq 27 \end{cases}$$

上記の式において、

・dは画面の対角線であり、インチで表す。

3.6 スレート/タブレット及びポータブルコンピュータに対する要件

3.6.1 スレート/タブレット及びポータブルコンピュータは、以下の計算を含め、上記のセクション3.5のノートブックコンピュータに対する要件をすべて満足すること。

- i. 表5に示すノートブックコンピュータのモード比率を用いて、計算式1により代表的なエネルギー消費量(E_{TEC})を計算すること。
- ii. 表8に示すノートブックコンピュータの適切な基本許容値及び表9に示す適用可能なノートブックコンピュータ追加機能許容値を用いて、計算式2により代表的な最大許容エネルギー消費量(E_{TEC_MAX})を計算すること。

¹¹ TEC_{STORAGE}：システムに1つ以上の追加内部ストレージ要素がある場合に、1回適用する

¹² TEC_{INT_DISPLAY}：EPは、計算式3で計算した性能強化ディスプレイ許容値である。rは、メガピクセル表示のスクリーン解像度；及びAは、平方インチ表示の可視スクリーン面積である。

3.7 ワークステーションに対する要件

3.7.1 計算式 4 により算出する加重消費電力 (P_{TEC}) は、計算式 5 により算出する最大加重消費電力要件 (P_{TEC_MAX}) 以下であること。

計算式 4: ワークステーションの P_{TEC} 計算

$$P_{TEC} = P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SLEEP} \times T_{SLEEP} + P_{LONG_IDLE} \times T_{LONG_IDLE} + P_{SHORT_IDLE} \times T_{SHORT_IDLE}$$

上記の式において、

- P_{OFF} = オフモードにおける消費電力測定値 (W)
- P_{SLEEP} = スリープモードにおける消費電力測定値 (W)
- P_{LONG_IDLE} = 長期アイドルモードにおける消費電力測定値 (W)
- P_{SHORT_IDLE} = 短期アイドルモードにおける消費電力測定値 (W)
- T_{OFF} , T_{SLEEP} , T_{LONG_IDLE} , 及び T_{SHORT_IDLE} は、表 10 に規定しているモード比率。

表 10: ワークステーションのモード比率

T_{OFF}	T_{SLEEP}	T_{LONG_IDLE}	T_{SHORT_IDLE}
35%	10%	15%	40%

計算式 5: ワークステーションの P_{TEC_MAX} 計算

$$P_{TEC_MAX} = 0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5) + 8.76 \times P_{EEE} \times (T_{SLEEP} + T_{LONG_IDLE} + T_{SHORT_IDLE})$$

上記の式において、

- P_{MAX} = 最大消費電力測定値 (W)
- N_{HDD} = ハードディスクドライブ (HDD) 又は半導体ドライブ (SSD) の搭載数
- P_{EEE} は、IEEE 802.3az 準拠型 (節電型イーサネット) ギガビットイーサネットポートに従い、EEE 許容値 0.2W である。

3.7.2 稼働状態ベンチマーク: ENERGY STAR 適合にするには、ワークステーションを完全に公表した以下の情報と共に適合用に提出しなければならない。

- i. Linpack ベンチマーク試験結果、コンパイラ最適化、及び試験期間中を通した総消費電力量
- ii. SPECviewperf ベンチマーク試験結果、構成オプション、試験期間、及び試験期間中を通した総消費電力量

3.7.3 デスクトップワークステーション: ワークステーションとして販売されている製品は、パートナーの選択により、第 3.7 節におけるワークステーション要件の代わりに、第 3.5 節のデスクトップコンピュータ要件のもとで ENERGY STAR 適合にすることができる。EPA は、デスクトップコンピュータとして適合となったワークステーションを、すべての ENERGY STAR 宣伝資料あるいは適合製品一覧等において「デスクトップコンピュータ」として識別する。

3.8 シンククライアントに対する要件

3.8.1 計算式 1 により算出される標準消費電力量 (E_{TEC}) は、以下の要件に従い、計算式 6 により算出される最大 TEC 要件 (E_{TEC_MAX}) 以下であること。

- i. 許容値は、相当する追加機能が初期設定により有効にされている場合に限り適用することができる。
- ii. シンククライアントは、 E_{TEC} を算出する際に、表 4 のモード比率を利用することができる。
- iii. 独立型のシステムスリープモードを持たないシンククライアントに対しては、当該システムがシンククライアント TEC 許容値を満たす限り、計算式 1 では、スリープモード消費電力 (P_{SLEEP}) の代わりに、長期アイドル状態の消費電力 (P_{LONG_IDLE}) を用いることができる。その場合 ($P_{SLEEP} \times T_{SLEEP}$) は、($P_{LONG_IDLE} \times T_{SLEEP}$) に置き換える。計算式 1 のその他の部分については変更しない。

計算式 6 : シンククライアントの E_{TEC_MAX} の計算

$$E_{TEC_MAX} = TEC_{BASE} + TEC_{GRAPHICS} + TEC_{WOL} + TEC_{INT_DISPLAY} + TEC_{EEE}$$

上記の式において、

- TEC_{BASE} は、表 11 に規定されている基本許容値
- $TEC_{GRAPHICS}$ は、適用可能なら表 11 に規定されている独立型グラフィックス許容値
- TEC_{WOL} は、適用可能なら表 11 に規定されているウェイクオンラン許容値
- $TEC_{INT_DISPLAY}$ は、適用可能なら表 9 に規定されている一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値
- TEC_{EEE} は、IEEE802.3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートに従い、適用可能なら、表 9 に示すデスクトップ用の節電型イーサネットの許容値である。

表 11 : シンククライアントに対する追加許容値

追加許容値の種類	許容値 (kWh)
TEC_{BASE}	31
$TEC_{GRAPHICS}$	36
TEC_{WOL}	2

注記: 米国市場で販売しようとする製品は、最低毒性及び再利用性(リサイクル可能性)要件に従わなければならない。詳細については、ENERGY STAR®コンピュータプログラム要件: パートナーの責務を参照すること。

注記: EPA はシンククライアントに対する最初のコメントを受け、それから草案 1 に関するフォローアップコメントを受け取った。追加の意見では、追加アダー及び修正した基本許容値に対する要求を受け取った。EPA は草案 1 で提案したシンククライアントのデータレベルを再評価し、これらのレベルは市場を十分に差別化し、ローエンド及びハイエンドシンククライアント製品の両方を含めることができることが分且つた。追加アダーは基本許容値と組合せた場合、現在適合されている製品はすべて、改定 7.0 の下でも ENERGY STAR に適合するであろうことに留意した。EPA は草案 2 でも草案 1 と同じシンククライアント基準を残留した。サポートデータと共に提案するレベルに関し、EPA は更なる意見を歓迎する。

EPA はシンクライアントに対するバージョン 6.0/6.1 の様式構成を変更する提案も受け取った。EPA はこの提案をレビューした後、これは要件に不必要な複雑さを加えることになるであろうとの結論に達し、前と同じ様式構成を維持することにした。

4. 試験

4.1 試験方法

4.1.1 コンピュータ製品を試験する際には、表 12 に示す試験方法を使用して、ENERGY STAR 適合を判断すること。

表 12: ENERGY STAR 適合に関する試験方法

製品機種又は構成要素	試験方法
すべて	コンピュータの ENERGY STAR 試験方法 改定年月 2014 年 8 月

4.2 試験に必要な台数

4.2.1 以下の要件に従い、代表モデルを試験用に選定すること。

- i. 個別の製品構成の適合については、ENERGY STAR として販売シラベル表示する予定の固有の構成を、代表モデルと見なす。
- ii. ワークステーションを除いた全製品機種における製品群（ファミリー）の適合については、その製品群内の各製品区分について最大（最悪）の消費電力を示す製品構成を、代表モデルと見なす。製品群を届出する際、製造事業者は、試験していない又はデータを報告していないものを含め、自社製品の効率に関する主張について引き続き責任を有する。
- iii. 特定の構成に基づいて複数の製品区分（第 1.B 項に定義している）を満たすシステムの場合、製造事業者は、当該システムを適合にすることを望む各区分について、最も消費電力の大きい構成を届出なければならない。例えば、表 7 の 0 又は 1 の分類のデスクトップのいずれかに構成する可能性のあるシステムは、ENERGY STAR に適合するために、両方の分類について最大の消費電力を示す構成の届出が求められる。製品がすべての分類を満たすように構成する可能性がある場合には、すべての分類において最大の消費電力を示す構成についてデータを届出なければならない。
- iv. ワークステーション又はデスクトップコンピュータの製品機種に基づいたワークステーション製品群（ファミリー）の適合については、その製品群において、GPU を 1 つ有する最大（最悪）の消費電力を示す製品構成を、代表モデルと見なす。

注記：グラフィックス装置を 1 つ有する ENERGY STAR 要件を満たすワークステーションは、追加グラフィックス装置を除き追加ハードウェア構成が同一であるという条件のもと、2 つ以上のグラフィックス装置を有する構成も適合にすることができる。複数グラフィックスの用途には、複数ディスプレイの稼働や、高性能複数 GPU 構成（例：ATI Crossfire、NVIDIA SLI）の連携動作配列が含まれるが、これらに限定されない。このような場合、

SPECviewerperf®が複数グラフィックススレッド(graphics threads)に対応するようになるまで、製造事業者は、当該システムを再試験することなく、グラフィックス装置 1 つを有するワークステーションの試験データを両方の構成について届出ることができる。

- 4.2.2 各代表モデルの機器 1 台を試験用に選択すること。
- 4.2.3 パートナーが ENERGY STAR 適合を求めるすべての機器／構成は、ENERGY STAR 要件を満たしていなければならない。ただし、パートナーが非適合の別構成が存在するモデルの構成について適合を望む場合、パートナーは、ENERGY STAR 適合構成に特有の識別子を、適合する構成のモデル名／番号に割り振らなければならない。この識別子は、宣伝／販売資料や ENERGY STAR 適合製品一覧において、その適合する構成との関連において一貫して使用しなければならない（例：基本構成がモデル A1234 である場合に、ENERGY STAR 適合構成を A1234-ES とする）。

注記：上記に説明するとおり、すべての機器／構成が ENERGY STAR 要件を満たしていない場合があるかもしれない。このような状況においては、試験用の最大構成とは、最大の適合構成であって、より消費電力量が大きいと推定される非適合構成の中の 1 つではない。

4.3 国際市場における適合

- 4.3.1 ENERGY STAR としての販売及び促進を予定する各市場の該当する入力電圧／周波数の組合せにおいて、製品の適合試験を行うこと。

4.4 顧客用ソフトウェア及び管理サービスの事前通知

- 4.4.1 製造事業者パートナーが顧客に雇われて、ENERGY STAR 適合コンピュータをカスタマイズする場合、当該パートナーは以下の対応をとること。
- i. 自社の製品をカスタマイズすることにより ENERGY STAR 基準を満たさなくなる可能性がある旨を顧客に知らせること。通知書の例は、ENERGY STAR ウェブサイトから入手可能である。
 - ii. 当該製品を ENERGY STAR への準拠のために試験することを顧客に奨励すること。
 - iii. 当該製品が ENERGY STAR 基準を満たさなくなった場合には、電力管理性能を支援することができる EPA の無料技術支援を利用することを顧客に奨励すること。この無料支援に関する情報は、www.energystar.gov/fedofficeenergy で見ることができる。

5 ユーザーインターフェース

- 5.1.1 製造事業者は、IEEE P1621：オフィス／消費者環境において使用する電子機器の電力制御におけるユーザーインターフェース要素の規格（Standard for User Interface Elements in Power Control of Electronic Devices Employed in Office/Consumer Environments）というユーザーインターフェース規格に従って、製品を設計することを奨励する。詳細については、以下を参照：
<http://eetd.lbl.gov/Controls>

6 発効日

- 6.1.1 発効日：ENERGY STAR コンピュータ仕様バージョン **7.0** は**未定**に発効となる。ENERGY STAR に適合するためには、製品モデルは、製造日の時点で有効な ENERGY STAR 基準を満たしていること。製造日とは、各機器に固有であり、機器が組立完成と見なされる日である。
- 6.1.2 将来の基準改定：技術及び／又は市場の変化が、消費者、業界、あるいは環境に対する本仕様の有用性に影響を及ぼす場合に、EPA は本仕様を改定する権利を留保する。現行方針を遵守しながら、仕様の改定は、関係者の協議を通じて行う。仕様を改定する場合には、ENERGY STAR 適合が製品モデルの廃止まで自動的に認められないことに注意すること。

7 将来の改訂に対する検討

- 7.1.1 未定

付属書類 A :

計算例

I. デスクトップ、一体型デスクトップ、ノートブックコンピュータ：以下に TEC の計算を示し、順守のレベル（水準）は、機能追加及び動作モード測定を基にどのように決めるかを示すものである。

以下は、2.0 GHz、切替可能グラフィックス、8GB メモリ、節電型イーサネット(EEE)、及び1つのハードディスクドライブ(HDD)有するデュアルコアノートブックに対する E_{TEC} の計算例である。

A) ENERGY STAR コンピュータ試験方法を用いて消費電力を測定すること

- 1) オフモード=1.0W
- 2) スリープモード=1.7W
- 3) 長期アイドル状態=8.0W
- 4) 短期アイドル状態=10.0W

B) OS 及びネットワークカードにより提供されるプロキシ対応を決めること。これは、製造上業者が報告するパラメータである。

- 1) Mac コンピュータでは、システム環境設定/省エネルギー設定「ネットワークアクセスによってスリープを解除」が基本性能もしくはより良い性能を表す。
- 2) Windows コンピュータでは、コントロールパネルで設定する「ARP オフロード」もしくは「NS オフロード」もしくは類似のものが基本性能もしくはより良い性能を表す。OEM は、プロキシ対応をどのように確実にするのかに関する詳細なガイダンスを提供する。

C) 消費電力測定及びモード比率から E_{TEC} を計算すること—本例ではプロキシ対応なし/従来型と仮定している。

T _{OFF}	25%
T _{SLEEP}	35%
T _{LONG_IDLE}	10%
T _{SHORT_IDLE}	30%

- 1) $E_{TEC} = 8760/1000 \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SLEEP} \times T_{SLEEP} + P_{LONG_IDLE} \times T_{LONG_IDLE} + P_{SHORT_IDLE} \times T_{SHORT_IDLE})$
- 2) $E_{TEC} = 8760/1000 \times (1.0W \times 25\% + 1.7W \times 35\% + 8.0W \times 10\% + 10.0W \times 30\%)$
- 3) $E_{TEC} = 40.7kWh/年$

D) 性能範囲を基に、どの基本 TEC 許容値を適用するかを決めること：

$$P = \text{CPU のコア数} \times \text{CPU クロック周波数(GHz)} = 2 \times 2 \text{ GHz} = 4$$

表 8：ノートブックコンピュータに対する基本許容値(TEC_{BASE})

分類名	性能範囲、P	基本許容値
2	$2 < P \leq 8$	8.0

E) どの追加機能許容値を適用するかを決めること。

- 1) メモリ：8GB 搭載、これにより TEC_{MEMORY} 許容値として $8GB \times 0.4kWh/GB = 3.2kWh$ を適用する。
- 2) 独立型グラフィックスか？：否、それゆえ TEC_{GRAPHICS} を適用しない。

- 3) 切替可能グラフィックスか? : 正、しかし $TEC_{SWICHABLE}$ はノートブックには適用しない。
- 4) 節電型イーサネット(EEE)か? : 正、しかし TEC_{EEE} はノートブックには適用しない。
- 5) ストレージか? : 否、当該ノートブックは1つのハードディスクドライブ(HDD)であることから、 $TEC_{STORAGE}$ は適用しない。
- 6) 一体型ディスプレイか? : 正、且つ性能強化型ではない($EP=0$)、面積 83.4 平方インチ及び解像度 1.05 メガピクセルを有する 14 インチディスプレイと仮定して、 $TEC_{INT_DISPLAY}$ 許容値は、 $8.76 \times 0.30 \times (1+EP) \times (0.43 \times r + 0.0263 \times A) = 8.76 \times 0.30 \times (0.43 \times 1.05 \text{ MP} + 0.0263 \times 83.4 \text{ in}^2) = 6.95 \text{ kWh}$ を適用する。

F) E_{TEC_MAX} を計算すること :

- 1) $E_{TEC_MAX} = 8.0 \text{ kWh} + 3.2 \text{ kWh} + 6.95 \text{ kWh}$
- 2) $E_{TEC_MAX} = 18.15 \text{ kWh/年}$

G) E_{TEC} を E_{TEC_MAX} と比較し、当該モデルが適合になるか否かを判定すること :

$$40.7 \text{ kWh/年} > 18.15 \text{ kWh/年}$$

当該ノートブックは、**ENERGY STAR** 要件を満たさない。

II. ワークステーション : 以下では 2 つのハードドライブを有し、節電型イーサネットを持たないワークステーションに対する P_{TEC} 計算の例を示す。

A) **ENERGY STAR** コンピュータ試験方法を用いて消費電力を測定すること。

- 1) オフモード = 2W
- 2) スリープモード = 4W
- 3) 長期アイドル状態 = 50W
- 4) 短期アイドル状態 = 80W
- 5) 最大消費電力 = 180W

B) 搭載したハードドライブの数を記録すること : 試験中は 2 つのハードドライブを搭載した。

C) 計算式 4 を用いて消費電力測定及びモード比率から P_{TEC} を計算すること。

T_{OFF}	T_{SLEEP}	T_{LONG_IDLE}	T_{SHORT_IDLE}
35%	10%	15%	40%

- 1) $P_{TEC} = (35\% \times P_{OFF} + 10\% \times P_{SLEEP} + 15\% \times P_{LONG_IDLE} + 40\% \times P_{SHORT_IDLE})$
- 2) $P_{TEC} = (35\% \times 2 \text{ W} + 10\% \times 4 \text{ W} + 15\% \times 50 \text{ W} + 40\% \times 80 \text{ W})$
- 3) $P_{TEC} = 40.6 \text{ W}$

D) 計算式 5 を用いて P_{TEC_MAX} を計算すること。

- 1) $P_{TEC_MAX} = 0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5) + 8.76 \times P_{EEE} \times (T_{SLEEP} + T_{LONG_IDLE} + T_{SHORT_IDLE})$
- 2) $P_{TEC_MAX} = 0.28 \times (180 + 2 \times 5) + 8.76 \times 0 \times (T_{SLEEP} + T_{LONG_IDLE} + T_{SHORT_IDLE})$
- 3) $P_{TEC_MAX} = 53.2 \text{ W} + 0$

E) P_{TEC} を **ENERGY STAR** レベルと比較し、当該モデルが適合するか否かを判定すること :

$$40.6 \text{ W} \leq 53.2 \text{ W}$$

当該ワークステーションは **ENERGY STAR** 要件を満たす。